

議第 79 号

呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

呉市立小中学校設置条例（昭和 39 年呉市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
小学校の 名称	位置	小学校の 名称	位置
略		略	
呉市立昭和 北小学校	呉市焼山本庄 1 丁目 6 番 1 号	呉市立昭和 北小学校	呉市焼山本庄 1 丁目 6 番 1 号
呉市立下蒲 刈小学校	呉市下蒲刈町下島 3 4 8 4 番地の 3		
略		略	
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
中学校の 名称	位置	中学校の 名称	位置
略		略	
呉市立昭和 北中学校	呉市焼山泉ヶ丘 2 丁目 1 1 番 1 号	呉市立昭和 北中学校	呉市焼山泉ヶ丘 2 丁目 1 1 番 1 号
呉市立下蒲 刈中学校	呉市下蒲刈町下島 2 1 1 9 番地		
略		略	

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

呉市立下蒲刈小学校を呉市立蒲刈小学校に、呉市立下蒲刈中学校を呉市立蒲刈中学校に統合し、呉市立下蒲刈小学校及び呉市立下蒲刈中学校を廃止するため、この条例案を提出する。